

# 東川町妊産婦応援事業

東川町では、産前産後の身体的負担や経済的負担の軽減のために、妊娠の判定を受ける際の費用や妊産婦の心身のケア及び育児に関するサービスを受けた際の費用を助成します。

## 【対象者】

- ①母子手帳の交付を受けた東川町に住所のある妊婦さん
- ②出産後1年以内の東川町に住所のある産婦さん
- ③利用から申請の時点で東川町に住民票がある①②の方



## 【助成の対象となるケア（サービス）】

- ①妊娠の判定を受けるための初回産科受診料（問診及び診察、超音波検査及び尿検査に係る費用）
- ②母乳ケア外来及び授乳相談
- ③医師、助産師等による妊娠や出産、育児に関する教室等（オンライン含）
- ④妊産婦ヨガ、骨盤ケア、鍼灸、整体等

### ※対象外のもの

- ・保険適用（3割負担）でお支払いいただいたケア
- ・物の購入やレンタル費用
- ・食費（外食含）、サプリメントなどの購入費用
- ・ベビーマッサージ等の赤ちゃんのケアに関するもの など

## 【助成の方法】

利用料金は一度ご負担いただき、後日役場保健福祉課窓口にて申請手続きをしてください。利用から3か月以内の申請をお願いします。

上限1万円（多胎の場合は上限2万円）まで 払い戻しが可能です。

## 【申請時に必要な物】

- ① 東川町妊産婦応援事業利用申請書（役場窓口でご記入いただけます）
- ② 対象となるケアの自己負担分の「領収書」や「明細書」（ケアの内容がわかるもの）
- ③ 振込先の通帳
- ④ 母子手帳



[お問い合わせ・申請]

東川町役場 保健福祉課保健指導室

☎ 0166-82-2111（内線507）